

KONAN UNIVERSITY

知的資産会計における監査のあり方

著者	池田 公司
雑誌名	甲南経営研究
巻	46
号	1
ページ	61-91
発行年	2005-09-10
URL	http://doi.org/10.14990/00001885

知的資産会計における監査のあり方

池 田 公 司

甲南経営研究 第46巻 第1号 抜刷

平成 17 年 9 月

知的資産会計における監査のあり方

池 田 公 司

I は じ め に

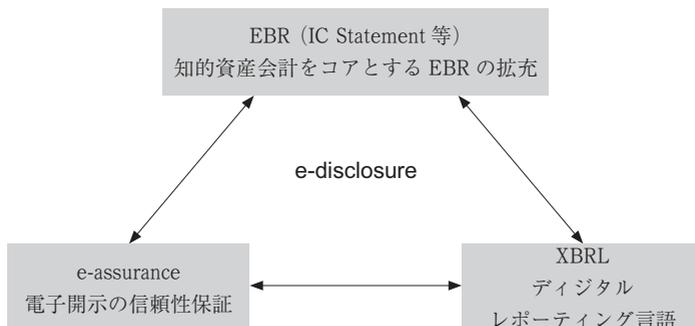
⁽¹⁾ 知的資産会計は、伝統的財務報告から、拡張されたビジネスレポーティング (Enhanced Business Reporting; EBR) への移行のプロセスと関連付けて理解する必要がある。この観点から、知的資産会計の位置づけを示したものが「図1」である。

「図1」では、知的資産会計をコアとする EBR の拡充、XBRL および e-

(1) 知的資産 (intellectual assets) という用語法は、2004年にパリで開催された OECD フォーラム「ビジネスパフォーマンスと知的資産」に依拠している。Lev [2001] では、用語法について次のように述べられている。すなわち、「本書では、全体を通じて、インタンジブルズ (intangibles), 知識資産 (knowledge assets) および知的資本 (intellectual capital) という用語を相互互換的に用いる。三つの用語とも広く用いられている。インタンジブルズは会計学の書物で用いられ、知識資産は経済学者によって用いられ、知的資本はマネジメントならびに法律の書物で用いられているが、これらは本質的に同じことを指している。……(中略)……特許権、商標権または著作権のケースのように……(中略)……法により保証 (保護) されている場合、当該資産は一般に、知的財産 (intellectual property) と呼ばれる。」(Lev [2001], p. 5; 広瀬・桜井監訳 [2002], p. 10) Lev [2001] によると、インタンジブルズは新発見 (discovery)、組織上の慣行 (organizational practices) および人的資源 (human resources) の三つの主要関連要素から構成される (Lev [2001], p. 6)。

また、「図1」では「IC 報告書」という名称を用いているが、これは明確にインタンジブルズに焦点を絞った開示が先行している北欧諸国の用語法を援用したものであり、米国には未だそのような開示形態はみられない。EU の *PRISM Report 2003* やスウェーデンの Skandia 社等がレポーティングの名称として IC 報告書を使用している。

図1 知的資産会計の位置づけ



assurance の三つの主要関連要素が示されているが、これは近年の FASB による一連のビジネスレポート研究プロジェクト（Business Reporting Research Project; BRRP）、EU の *PRISM Report 2003*、および欧米の監査プロフェッションの様々な取り組みを考慮したものである。

PRISM Report 2003 の WP4、すなわち「インタangibleエコノミーにおける会計、財務分析および監査」では、ウェブサイトはこのテーマに関連する研究論文がアップロードされており、とりわけ Kurt Ramin (Commercial Director, IASB) による論文「ビジネスおよびインタangibleレポートにおける新しい言語としての XBRL」(Ramin [2002]) は、興味深いインプリケーションを示唆している。次のように指摘されている。

「一貫した方法でデータにタグを付けることで、異なった国々の間での企業比較が容易になる。知的資本 (intellectual capital) に関しては、XBRL の導入によって、インタangibleズとそれに関連した情報の処理を、企業別に比較したり、国別に比較することが効率的に行えるようになる。更に興味をそそる展開は、次のようなことが XBRL によって技術的に実現可能となることである。すなわち、一組の共通の定義とタグをシェアすることにより、企業のレポートにおける異なった形態の『資本』、すなわち貨幣的、

財務的および知的資本を一貫した形で開示することが可能となる。」(Ramin [2002], p. 2)

PRISM Report 2003 の中でも XBRL の可能性についてしばしば言及されており、知的資産会計を推進するドライバとしての役割が期待されている。この点は、米国の FASB による BRRP と同じスタンスを採っている。「図 1」はこのような考え方を反映している。

ところで、XBRL International は、2005年1月、保証作業部会 (assurance working group) を創設して保証業務と XBRL の関係について検討を始めるとともに、EBR コンソーシアムを立ち上げている。こうした動向を踏まえると、「図 1」に示したように、EBR、XBRL および保証業務の三者について相互関係を検討すべき時期に入っている。PwC はウェブサイトにおいて「XBRL によって、情報の共有の仕方の性格、従ってまた、保証のニーズはどのように変わるであろうか」という問題意識を提示し、“Better Assurance” について論じている (<http://www.pwcglobal.com>)。

以下では、「図 1」の観点から、知的資産会計における監査のあり方を検討したい。

II 知的資産会計の現状と展望

1 北米における知的資産会計の現状

先ず、最初に知的資産会計の現状をレビューしておきたい。米国では前記の FASB による BRRP (FASB [2001]⁽²⁾) に加えて、Brookings Institute が Baruch Lev (New York University) に委託した研究 (Lev [2001]⁽³⁾) や John

(2) 詳細は、池田 [2005] を参照されたい。

(3) 財務会計の立場からアプローチを試みた研究としては NYU の Lev が挙げられるが、HBS の Kaplan による *Balanced Score Card* (Kaplan et al. [1996]) も知的資産会計に関連した研究である。Kaplan の BSC は人的資本 (Human Capital; HC) の測定問題にも応用されており、“HR Scorecard” が開発されている (Foong et al. [2003],

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

Hand (Kenan-Flagler Business School, UNC Chapel Hill) と Lev による共同研究 (Hand et al. [2003]) 等が挙げられる。

米国における FASB の BRRP への取り組みは、*PRISM Report 2003* の WP4 においても次のように評価されている。

「現在、伝統的なコーポレートレポーティングの領域で起こっている他の重要な展開としては、財務諸表の注記事項や MD & A においてインタンジブルズに関する開示が試みられていることである（インタンジブルズの開示を推進するために FASB が現在取り組んでいるプロジェクトを参照されたい）。インタンジブルズに関する開示の拡大は、拡張可能なビジネスレポーティング言語（XBRL）のように、新たに国際的に承認された会計情報のコード化（タグ付け）方式を用いることが推進力として役立つであろう。」
(par. 16)

この記述から、FASB（会計基準設定団体）の BRRP への取り組みと、AICPA（監査基準設定団体）の開発した XBRL ソリューションは、知的資産会計における“重要な展開”として、欧州においても一定の評価を受けていることが理解される。筆者の理解に即して、現在の制度的な状況を整理したものが「表 1」である。

デリバティブ会計（F 理論⁽⁴⁾）と知的資産会計（K 理論）は、ともに 1990 年代以降に重視されるようになった経緯や、公正価値による測定方法が共通している。また、何れにおいても測定プロセスにオプション理論（F 理論のファイナンシャルオプションと K 理論のリアルオプション）が適用される。F 理論と K 理論の計算構造は、歴史的な原価ではなく将来キャッシュフローに着目する点で類似性があるということが出来る。しかしながら、現行制度においては、前者には GAAP（財務会計基準書第 133 号）と GAAS（監査基準

p. 14)。

(4) デリバティブ会計に関しては、古賀 [1999] を参照されたい。

表1 知的資産会計の測定と報告

理論区分	伝統的会計 P理論 (実物財)	デリバティブ会計 F理論 (金融財)	知的資産会計 K理論 (無形財)
測定	取得原価	公正価値	
報告	財務諸表		F/S以外での自主的開示
会計基準	GAAP (デリバティブ会計にはSFAS第133号)		包括的情報基準の必要性



書第92号)が設定されているが、後者には存在しない(池田 [2005], p. 53)。この点に、知的資産会計(従ってまた、知的資産監査)の一つの特徴がある。

Lev [2001]では、こうした現状について問題提起がなされており、インタンジブルズに関する情報開示を「標準化」(standardizing)⁽⁵⁾するとともに(Lev [2001], p. 121)、政策決定者(SEC, FASBおよびAICPA)による「包括的情報基準」(comprehensive information standard)の確立が必要であると指摘されている(Lev [2001], p. 127)。Levによると、現行のGAAPには大きな変革が必要であり、知識集約型経済と伝統的会計(P理論)の乖離から問題が生じている。

「現行の会計システムに求められている最も重要かつ緊急の変革は、資産の認識に関連したものである。現行のGAAPは基本的には、事実上総てのインタンジブルズを、資産としての認識対象から除外している。これには、内部で創出したインタンジブルズと、買収した大部分のインタンジブルズ

(5) 標準化とは「首尾一貫した情報構造を作り出し、その情報構造を構成する個々の情報項目を定義すること」(Lev [2001], p. 121; 広瀬・桜井監訳 [2002], 140頁)を意味する。

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

（例えば進行中の R & D）の両方が含まれる。これらのインタンジブルズを資産として広範に否定しているので、貸借対照表で提供される情報の質が損なわれるのである。」（Lev [2001], p. 123; 広瀬・桜井監訳 [2002], 141頁）

結論的に、Lev [2001] では次のように指摘されている。すなわち、自主的開示の推進と合わせて、知的資産会計の制度化に関する展望も示されている。知的資産監査のあり方は、知的資産会計の制度化のレベルに応じて検討する必要がある。

「インタンジブルズに関する自発的な情報の開示とともに、現行の会計と報告のシステムを変革することが焦眉の急である。私が提案する変革は、帰属可能なベネフィットを伴う技術的に実行可能なインタンジブルズをも資産に含めることができるように、資産認識に関する現行のルールを大きく拡張することに焦点を当てているのである。」（Lev [2001], p. 127; 広瀬・桜井監訳 [2002], 145頁）

Lev は、こうした認識に基づいて、現代企業の業績と能力に焦点を合わせた包括的な情報システム（comprehensive information system highlighting the performance and capabilities on modern business enterprise）を提案している。この情報システムを構成するクライテリアについては後の節で検討したい。

知的資産会計の理論と制度に関する北米の研究としては、以上に述べた Lev [2001] や FASB [2001] 等が代表的であるが、これに関連して、SEC や AICPA/CICA による XBRL への新たな取り組みも検討する必要がある。そこで、以下では、北米における XBRL の現状について整理しておきたい。現時点では、インタンジブルズの開示と XBRL を直接的に結び付ける動きは未だ現れていないものの、XBRL は強制開示（SEC の EDGAR）と任意開示（各企業の IR サイト）の両面において e-disclosure に着実に浸透しつつある。

2005年2月3日、SEC は EDGAR に XBRL を導入するための任意プログラムを承認し、その目的を次のように述べている。情報の作成者と利用者の

二つの観点が示されている。

「この任意プログラムの主たる目的は、登録企業が XBRL によって財務情報にタグを付ける能力と、タグ付けされたデータを分析に用いる利点の両方の観点から、XBRL 技術を評価することである。」(<http://www.sec.gov>)

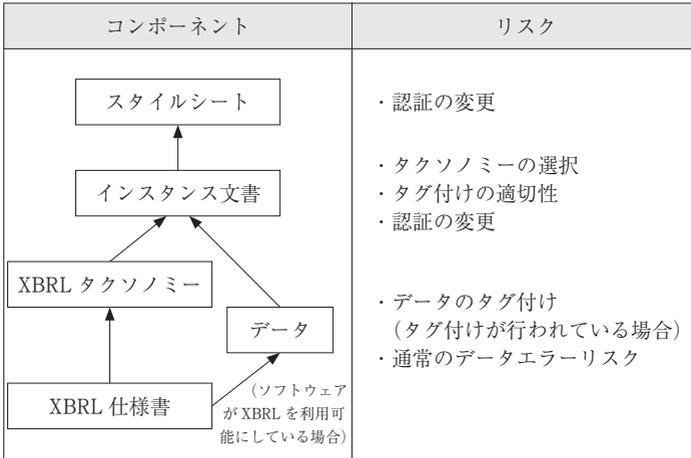
また、SEC 議長の William H. Donaldson は EDGAR システムに XBRL を導入する意義を次のように指摘している。

「本委員会がこの議案を初めて公表したときに述べたように、この議案は、投資家と市場が利用できる情報の質を改善するために本委員会が払っている幅広い努力の一環である。本委員会は、データのタグ付けを含む新しいデータ形式の採用を通してファイリングと開示プロセスを拡張することで、コンテンツの整理方法と分析方法を改善することができる。この改善によって、SEC のパブリックな開示プロセスを利用する総ての者が利益を享受できるであろう。」(<http://www.sec.gov>)

このような電子開示システムへの XBRL 導入に向けて、カナダの CICA 情報技術アドバイザリコミッティは、2002年に「XBRL の監査およびコントロール上のインプリケーション」(CICA [2002]) という報告書を作成し、XBRL が監査とコントロールに及ぼす影響に関して次のように述べている(傍点は引用者による強調)。

「拡張可能なビジネスレポート言語 (XBRL) は、拡張可能なマークアップ言語 (XML) を適用したものであり、とりわけ財務報告とビジネスレポートのために設計されている。XBRL はインターネットを財務報告とビジネスレポートに利用するための手段として、CICA、AICPA およびその他の職業団体や企業によって開発された。XBRL International の運営委員会が、これらの各団体の取り組みを導いてきた。これらの団体や他の団体は XBRL の開発プロジェクトにかなりの関心を向けてきたものの、概して XBRL を取り巻く監査とコントロールの問題にはほとんど

図2 XBRLのコンポーネントとそれに関連したコントロールリスク



注意が払われなかった。しかしながら、XBRLを導入した場合、導入の仕方の性格によっては、直接的に保証業務に影響を及ぼすことになるであろう。」(CICA [2002], p. 2)

XBRLは複雑であり、種々のコンポーネントや文書がある。報告プロセスへのXBRLの利用を理解するための最も重要な文書は、XBRL仕様書、XBRLタクソノミー、XBRLインスタンス文書、およびスタイルシートである。これらのコンポーネントとコントロールリスクとの対応関係を示したものが「図2」である。

CICA [2002]は、これらのコンポーネントについて解説するとともに、「図2」に即してXBRL報告書の作成手順を説明している。そして、その作成手順に伴うリスクを識別することで、コントロール問題(control issues)と保証問題(assurance issues)を検討している。前者のコントロール問題には次のような事項が含まれる(CICA [2002], pp. 6-7)。

- ① 適切なタクソノミーの使用——企業が運用しているシステムにおいて、

財務諸表の作成に用いられているタクソノミーが適切なものでなければならぬ。これは次のことを意味している。すなわち、担当者は、特定の報告書や財務諸表に係る会計上の要件、および使用されるタクソノミーについて十分な知識を有する必要がある。この点をチェックするには、タクソノミーのディテールを考慮しつつ、タクソノミーがアップデートされ現行の要件に合致しているか、またタクソノミーが適切に用いられているかを確認しなければならない。

- ② データのタグ付け——データのタグ付けが完全かつ正確に行われることを保証するような手続きが実施されていなければならない。そのような手続きには、タグの付け方、タグ付けを行うデータ要素、および適用されるタクソノミーで規定されている要件にタグ付けされたデータが準拠していることを、知識を有する担当者がレビューして承認する手続きが含まれる。多くの場合、タグ付けが事後的に変更されることはあまりないので、最初のレビュー以降に実施されるレビューでは、承認を受けていない変更が加えられていないかを確認するためのレビューに絞っても良い。
- ③ タグ付けされたデータのインテグリティ——ウェブサイトで公開する目的やその他の目的で、タグ付けされたデータから財務諸表を作成する場合には、承認の手続きが規定され、実施されていなければならない。この承認手続は、ある一定時点で作成される財務諸表に適用され、またその財務諸表がアップデートされる際にも遵守されなければならない。リアルタイムベースで作成される財務諸表⁽⁶⁾には、より複雑な一組の手続きが必要になり、タグ付けされたデータの変更が適切なコントロールの下に置かれ、インテグリティと正確性が継続的に保証されなければならない。

(6) CICA [2002] は、AICPA/CICA [1999] で検討されている継続報告と継続監査の問題を XBRL の観点から考察している。

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

ない。このためには、オンラインモニタリングや例外処理報告ソフト、およびその他のコンピュータ利用保証技法（computer-aided assurance technique）⁽⁷⁾を活用も含めて、継続保証技法（continuous assurance technique）の適用が必要になる。XBRL 運営委員会は、保証業務を直接支援するための二つの新しいタクソミーを検討している。一つは監査計画に対するものであり、もう一つは監査調書に対するものである。最後に、XBRL を用いると、インスタンス文書をディスク上のファイルに遡って随意にリンクさせることができるので、そのようなリンケージがハッカーや不正侵入者によって悪用されるセキュリティリスクの存在が挙げられる。このような場合は、暗号化の利用やファイヤウォールの設定等の追加的なセキュリティ対策を考慮しなければならない。

他方、後者の保証問題には次のような事項が含まれる（CICA [2002], pp. 8-10）。

- ① XML 技術と保証業務——XBRL を用いて作成された財務諸表に対する保証の目的は、他の財務諸表の場合と同一である。しかしながら、データの蓄積に精緻で異なった方法が用いられるために、それに対処する手続きを追加しなければならない。すなわち、XBRL のタグがインテグリティを維持していることを保証するために追加されたコントロールをテストしなければならない。また、XML 署名や XML 暗号のような技術を用いることで新たな保証の機会が開かれており、追加的な手続きや考慮事項が必要となっている。更に、一定時点で作成される財務諸表とリアルタイムベースで作成される財務諸表は大きな異なっており、保証業務の手続や報告も異なっている。

(7) EDP 監査（EDP auditing）の時代である1980年代では CAAT（Computer Aided Auditing Technique）と呼ばれることが多かったが、「Elliott 委員会報告書」以降のトレンドに合わせて“autiting”が“assurance”に置き換えられている。

- ② 一定時点で作成された財務諸表——XBRL が一定時点の財務諸表の作成に用いられている場合には、XBRL の導入に必要な手順と方針が監査要点となり、この観点からコントロールの状況をレビューする。すなわち、適切なタクソノミーの使用、データのタグ付け、およびタグ付けされたデータのインテグリティに関して、コントロールをレビューする。コントロールを文書化してレビューするとともに、有効性を評価する必要がある。その際、権限者によるチェックや承認手続の実施状況も踏まえて、コントロールをテストする。こうして、監査人は、当該状況におけるタクソノミーの適切性に関して結論を導く。加えて、監査人は、データのタグ付けの仕方についてもテストする必要がある、適切にタグが付けられ、かつ必要な総てのデータが含まれているかを確認する。
- ③ リアルタイムベースで作成された財務諸表——XBRL によって財務諸表がリアルタイムベースで作成されている場合に要求される追加的手続は、タグ付けされたデータが変更されてもインテグリティと正確性が継続的に保証されるような追加的コントロールと結びついている。すなわち、そのようなコントロールを識別し、評価しなければならない。企業がオンラインモニタリングや例外報告 (exception reporting) ソフトを用いている場合には、それらを保証機能にも用いることができる。継続⁽⁸⁾監査手続の開発は、例えば、データ要素に未承認の変更が加えられた場合に、そのような状況を直ちに識別し、監査人に注意を促すことのできる有用で適切な例外報告書を検討することが基本になっている。また、状況をモニタし、監査目的のために不定期に報告書を作成するための監

(8) ニューヨーク州の公認会計士協会 (NYSSCPA) も、CPE のテーマとして「継続監査と XBRL」を取り上げている (2004年6月)。具体的には、XBRL は監査にどのような影響を及ぼすのか、継続監査の有効性を高める監査アプローチはどのようなものか、継続監査の環境においてデータマイニングはどのように利用されるのか、といった検討課題が例示されている (<http://www.nysscpa.org>)。

査ソフトを導入する場合もある。

- ④ 使用されているタクソノミの適切性——現時点で利用できるタクソノミーはごく限られている。しかしながら、多くのタクソノミーが開発されつつあるので、それらが利用可能になると、タクソノミーの選択の問題が重要になる。タクソノミーは、作成されている財務諸表の利用目的に適切なものでなければならない。従って、カナダの GAAP に準拠した一般的な利用目的の財務諸表には、それ専用のタクソノミーを適用しなければならない。規制当局への提出目的の財務諸表についても同じことが当てはまる。
- ⑤ タグ付け方法の適切性——検討すべき監査要点の一つに、ソースレコードの総てのリバントなデータが漏れなくタグ付けされたかという問題がある。この点については、ソフトウェアのタグ付け方をレビューし、新しいデータ要素や新しい勘定科目等がタグ付けのプロセスに含まれているかを確認しなければならない。データの完全性は常に重要であるが、データが独自平均していないレコードに含まれており、データの欠落に気付きにくい場合には、最も注意しなければならない。
- ⑥ インスタンス文書におけるタグの適切性——XBRL で作成した財務諸表に関するもう一つの監査要点は、データが適切にタグ付けされているか否かである。ここで問題としていることは次の点にある。すなわち、データが、用いられているタクソノミーのタグで意図されているところのものになっているか否かである。例えば、タクソノミーにカナダの GAAP で定義されている異常項目のタグがあるとすれば、そこに含めるべきデータは、タクソノミーと GAAP による異常項目についての定義を満たすものでなければならない。維持修繕費や売上高のように、タグ付けをされる他の項目についても同様である。
- ⑦ XBRL がもたらす新たな保証問題——XBRL を巡る新たな保証問題は、

XBRL インスタンス文書が企業の IR サイトで開示され始めたことに端を発している。一部の企業では、情報利用者が IR サイトにアクセスして必要なデータ項目をダウンロードし、それを加工することができるようになって⁽⁹⁾いる。このような状況では、監査上、次のような問題が発生する。例えば、IR サイトからダウンロードされたデータが監査済財務諸表にも含まれている場合、そのデータは監査を受けていることになるであろうか。CICA によると、そのようには理解されない。「CICA ハンドブック」のセクション5805「財務諸表以外の財務情報に対する監査報告」(Audit Reports on Financial Information other than Financial Statements)に該当するケースとして処理される。しかしながら、このセクション5805においては、「データレベルでの保証」(data level assurance)は想定範囲外であるために、CICA は新たな対応を検討する余地があると指摘している。XBRL の普及とともに、この問題は一層重要性を帯びると考えられている。“Data Level Assurance”は監査プロフェッションにとって新しいサービスの機会を開いている。

CICA [2002] では、結論的に次のように述べられている。

「監査済財務諸表を作成するために XBRL を用いることは、監査人が考慮しなければならない多くの追加的要因をもたらすことになる。少なくとも、監査人は XBRL のタグ付けプロセスに適用されるコントロールや手続き、

(9) XBRL は、一般的には、「財務情報の作成・流通・利用が容易となるように、XML を用いて標準化された財務報告・ビジネスレポーティング用のコンピュータ言語」として定義される。この定義から理解されるように、XBRL は会計情報を電子的に開示することだけでなく、会計情報の流通や利用を促進することにもウエイトが置かれている点に特徴がある。従って、このようにデータを効率的に二次利用することに本来の XBRL の狙いがある。

(10) AICPA は、この問題に「監査基準書」の AU550「監査済財務諸表に含まれるドキュメントのその他の情報」(Other Information in Documents Containing Audited Financial Statements)を用いて対処しようとしている (<http://www.aicpa.org>)。

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

また適用されるタクソミーを検証しなければならない。財務諸表がリアルタイムまたは継続的な基準で作成されている場合には、何らかの継続監査手続を適用する必要がある。」（CICA [2002], p. 11）

CICA [2002] は、伝統的 GAAP のタクソミーを前提として策定されたものであるが、「図 2」で提示されている監査アプローチは、Web ベースレポート（IR サイト）に対する継続監査やデータレベルアシュアランスなど、伝統的監査を超えた枠組みにも適用可能である。従って、問題は、Lev の指摘するように、インタンジブルズの包括的情報基準（知的資産会計のタクソミー）を確立することにあると思われる。

2 欧州における知的資産会計の現状

スペインの Software AG España⁽¹¹⁾ 社は、XBRL の知的資産会計への適用可能性について次のような見通しを示している。

「将来的には、XBRL は非財務データの外部報告にも適用されるようになり、従って、現在検討されているインタンジブルズを評価するための包括的なシステムを支援するであろう。」（<http://xbml.softwareag.es>）

このことから、e-disclosure の一つのアプリケーションとして捉えると、知的資産会計が抱える問題は、もはや技術的なハードルを超えることではなく、測定の方法や情報のコンテンツを標準化することにあると考えることができる。上で検討した Lev [2001] の所説も、この考え方を理論的に裏付けている。

EU の中でも、スペインは digital accounting/reporting の研究に積極的に取り組んでおり、Universidad de Huelva の主催で *International Journal of Digital Accounting Research* 誌が創刊されている。同誌の掲載論文をレビューすると、

(11) 同社は The top company in Spain that reports in XBRL (<http://xbml.softwareag.es>) である。

“digital accounting”の研究対象としてインタangibleズの重要性が高まりつつあり、最初に提示した「図1」に関連する論文も幾つか発表されている。例えば、「インターネット上での自主的開示に関する調査：EUの300社から得られた実証的証拠」(Bonson et al. [2002]), 「ドットコムにおける無形資産の測定方法」(Serrano et al. [2003]), および「多国籍企業によるインターネット上でのインタangibleズの開示情報」(Gandia [2003])等が挙げられる。これらの論文のテーマをみると、測定の方法や情報のコンテンツを統計的に識別することが当面の研究課題になっていることが理解される。こうした研究の蓄積がタクソノミー開発の基礎となるであろう。

英国でもこうしたタイプの研究が行われており、University of LancasterとUniversity of Manchesterの研究者グループが、飲料業界、電子機器業界および製薬業界の三つについて財務アナリストの評価手法について実証研究を行っている(Demirakos et al. [2004])。問題意識の持ち方について、次のように述べられている。

「評価論者達は、これまでに幾つかの評価のフレームワークにつき、理論的な属性を研究してきた。このことから、一部の著者は、それらの理論的な属性を利用して特定なフレームワークを支持する規範的な主張を行っている。Penman [2001]は割引キャッシュフロー法(Discounted Cash Flow; DCF)よりも残余利益評価法(Residual Income Valuation; RIV)を擁護している。Copeland et al. [2000]はDCFモデルとRIVモデル⁽¹²⁾の両方の利用を勧めている。」(Demirakos et al. [2004], p. 221)

すなわち、ヴァリュエーションの研究者達が、それぞれの観点から種々の

(12) Copeland et al. [2000]は、これらのモデルをエンタープライズDCFモデル(enterprise DCF model)および経済的利益モデル(economic profit model)と称している(Copeland et al. [2000], p. 131)。すなわち、評価方法の呼称にもバラツキがある。

表2 知的資産会計の目的適合性と信頼性

会計の測定対象と理論区分	目的適合性	信頼性	知識集約型の経済 で期待される役割
インタンジブルズ (K 理論)	高い	低い	→リーディングインジケータ
歴史的財務諸表 (P 理論)	低い	高い	→ラギングインジケータ

評価方法を主張しており、しばしば異なった主張が行われている。このような状況に問題があることは、英国の他の研究者も指摘しており、University of Cambridge の Richard Baker は「コンサルタンシーバイアス」(consultancy bias) について次のように述べている。

「彼ら（評価論者達）は、自らのアプローチには批判的（critical）でなく、個々のアプローチを適用した場合の長所や短所に言及し、読者に代替的なアプローチを紹介しようとしまない。」(Baker [2001], p. 3)

こうしたバイアスの介在が、知的資産や企業価値の評価を主観的にしている要因の一つと考えられる。「表2」は、インタンジブルズ (K 理論) と歴史的財務諸表 (P 理論) の目的適合性と信頼性の関係を示したものであり、知識集約型の経済においてはインタンジブルズがリーディングインジケータ (Kaplan et al. [1996]) として高い目的適合性をもつものの、評価方法（測定方法）の主観性から会計情報の硬度が低くなり（ソフト会計情報）、その結果、信頼性も相対的に低くなる。これに対して、歴史的財務諸表に含まれる会計情報は客観性が高く（ハード会計情報）、従ってまた信頼性も高いが、知識集約型の経済ではラギングインジケータ (Kaplan et al. [1996]) としての位置付けになり、目的適合性は相対的に低くなる。このような目的適合性と信頼性（または検証可能性）のアンバランスに知的資産会計の特徴があると考えられる。知的資産会計における監査のあり方は、「表2」の属性を考慮して検討する必要がある。この点については、後の節で考察したい。

将来的にインタンジブルズの測定と報告を「標準化」することができればこうした信頼性の問題を克服できる可能性もあるが、当面の課題としては、実際に適用されているヴァリユエーション手法につき使用頻度の高いものを統計的に識別することが有用であると考えられる。英国企業を調査対象とした Demirakos et al. [2004] も、こうした方向性の研究として分類され得るであろう。Demirakos et al. [2004] では、飲料業界、電子機器業界および製薬業界に関して、ヴァリユエーションの選択方法に関するパターンが実証的に検証されており、興味を引く発見事項としては、K理論において関心を集めているリアルオプションアプローチは製薬業界のみで適用されている。近年、欧米の多くのジャーナルで様々なタイプの実証研究が行われてきたが、知的資産会計への関心の高まりとともにこうしたテーマが取り上げられるようになったことは、新しい研究動向といえるであろう。

英国では、DTIが2003年6月に“Accounting for People”というタスクフォースを立ち上げ、人的資本管理 (Human Capital Management; HCM) の外部報告に関する指針の策定を始めている。人的資本はインタンジブルズの中でも最も測定に困難の伴う対象と考えられるので、DTIのHCM外部報告指針への取り組みには興味深いものがある。London Business Schoolの研究者グループが「人的資本の測定と報告：ブリティッシュパースペクティブ」(Foong et al. [2003]) という報告書を纏めており、その中に次のような記述がある (傍点の箇所は筆者による強調)。

「UK, 欧州および北米で収集された経験によって、財務的な測定値と同じように、監査可能 (auditable) でありかつ企業間で比較可能なグローバルベストプラクティスの指針を設定する国際的な努力が支援されるであろう。」(Foong et al. [2003], p. 4)

すなわち、Foong et al. [2003] では、HCM外部報告指針で一つのスタンダードを示すことによって、歴史的財務諸表に準じた信頼性保証のあり方

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

（監査可能性）が考慮されている。この考え方は、先に検討した米国の Lev [2001] にも通じるものがあり、本稿の研究テーマに重要なインプリケーションを与えている。HCM の“指針”が存在しない場合には、前掲の「表 2」で指摘した問題が生じることになるであろう。

Foong et al. [2003] は、知識を企業の競争優位性の根幹として位置づける立場から、FTSE の 250 社について HCM の実態調査を行っている。しかしながら、上記の実証研究と同じように、「多くの企業が、人的資本の測定システムは未だ完全なものではなく、利用したいメトリックスを識別し、定義しつつある途上にあると回答している」（Foong et al. [2003], p. 22）と説明されている。また、人的資本の測定と報告に立ちはだかる障害として、次のような事項が挙げられている（Foong et al. [2003], pp. 31-33）。

- ① 外部と共有できるようなものではないこと——人的資本の外部報告を妨げている主たる障害は、報告の対象となる情報がセンシティブになることがあり、外部と共有できるようなものではないという考え方である。競争者に重要な洞察を与えたり、財務アナリストや従業員等のステークホルダーがネガティブな受け止め方をする懸念がある。
- ② 人的資本の測定が企業において第一の優先順位を与えられていないこと——多くの企業では HCM の担当部署が人事部（personnel department）であり、とりわけ企業が困難に直面している時期には、ダウンサイジングや従業員に関連する問題への対処など、より緊急性の高い業務に人事部のリソースが吸い取られてしまう。
- ③ 人的資本を外部に報告する努力の見返りが明確でないこと——経営者によっては、測定のための標準化された定義がなければ、HCM 報告書の情報には価値がないと回答している。
- ④ 明確な指針や汎用性のあるプラクティスが欠如していること——多くの回答において、一般化されたレポートの方法や、企業間比較を

可能とする基準を定義することが望ましいとされている。現在のところ、一般的な定義が存在しないために、測定に前向きな企業も自己流のやり方で取り組んでいるのが実情である。ことことから、ベンチマークを行う際に、クライテリアのバラツキが問題となる。この問題は、何らかのスタンダードを導入することで解決される。企業が自らのイニシアティブで業界専用のメトリックスを検討する余地や自由度も考慮されなければならないが、HCMの実務をキックオフするには、ある程度のスタンダードが必要である。

- ⑤ グローバルとグループの問題——グループ企業の中には、それぞれの支社に HCM の機能を配置して、本部では扱っていないケースがある。また、グローバル企業では、オフィスが諸外国に置かれている。何れのケースでも、ヘッドオフィスで情報を統括する必要がある。
- ⑥ 上級経営者からの支援が無く HCM 部門の地位が低いこと——これに関しては多数の回答がなかったことが救いであるが、一部の企業にはこうした問題があることも事実であり、改善策が求められるであろう。

Foong et al. [2003] では、英国における HCM の現状について次のように述べられている。

「人的資本こそが企業への最も重要なインプットであり、この資源を有効に管理することが競争優位性と収益性に決定的な影響力を与えると考えられるようになった一方で、人的資本の測定と報告を積極的に行っている英国企業はごく僅かである。概して、人事部は雇用・解雇や従業員に関連する管理的な業務に携っており、経理部は人的資本の測定と報告のための訓練を受けておらず経験も持ち合わせていない。」(Foong et al. [2003], p. 38)

このように、英国の HCM にも知的資産会計に共通する問題点がある。Foong et al. [2003] は、今後の HCM の発展には今暫くの時間が必要であり、既に述べたように、一組の共通した測定方法 (a common set of metrics) を

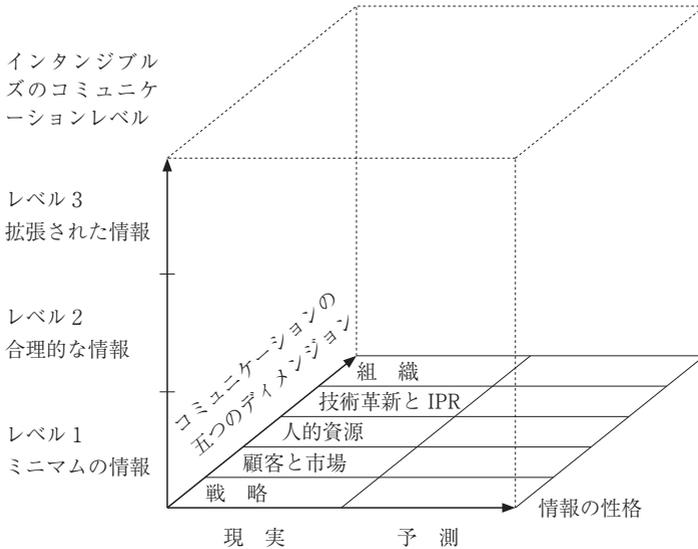
知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

用いたスタンダードを確立することによってキックオフが可能になると結論付けている。

イタリアのStefano Zambon (Università di Ferrara) は、2004年10月6日にパリで開催されたOECDフォーラムにおいて、「知的資産と経済的パフォーマンス：問題の開拓」と題する報告(Zambon [2004])を行っており、インタンジブルズに係る測定および開示方法を「収束」(convergence)させる必要性を強調している。更に、Zambonを主査とするUniversity of Ferraraの研究グループはPRISM Report 2003においてもWP4の「インタンジブルの経済における会計、財務分析および監査」の最終報告書を取り纏めている。Zambonが考えている「収束」は、NYUのLevが主張する「標準化」や、LBSの報告書(Foong et al. [2003])における「一組の共通した測定方法」とシノニムの関係にある。Zambonの所説の特徴は、本稿の最初に引用したIASBのRamin [2002]と同じように、「新たなインタンジブルズ指向型の報告システム」(new intangibles-oriented reporting system)を、XBRLウェブサービスによって提供されるプラットフォームと結び付けている点にあり、インタンジブルズの一般に認められたタクソノミー (generally agreed taxonomy) が必要性であるとしている。

2001年にイタリア財務アナリスト協会 (Italian Association of Financial Analysts; IAFA) はインタンジブルズに関するスタディグループを設置し、2002年にUniversity of Ferraraとの共同研究によって「図3」に示すようなモデルを開発している。このモデルは現在も改良が続けられており、欧州企業のインタンジブルズに関する開示レベルをランク付けするために用いられている。こうした研究・調査活動を通して、新しい開示政策のあり方が検討されており、インタンジブルズのための「統一され、信頼性があり、かつ検証可能な企業開示システム」(integrated, reliable and verifiable company disclosure system)が必要であると指摘されている (Zambon [2004])。

図3 インタングIBLEズの開示レベルをランク付けするための基本的枠組み



(出所) Zambon [2004] に加筆・修正

3 知的資産会計の展望

以上、本節では、北米と欧州における知的資産会計の現状をレビューしてきた。両者の開示形態は異なるものの、測定と報告のスタンダードが必要であると考えられている点で一致している。また、XBRLソリューションズによって、インタングIBLEズの開示を推進しようと考えている点でも共通している。欧米の研究者の現状認識⁽¹³⁾にもみられるように、測定と報告のバラツキに信頼性や比較可能性を阻害する基本的な問題があり、何らかの形で基準セッ

(13) 本節では会計学者の所説をレビューしたが、ファイナンスの研究者である NYU の Damodaran も「評価の問題は、資産を評価するための方法が足りないのではなく、あまりにも多すぎることにある」(Damodaran [2002], p. 946) と述べている。

図4 バリュチェーンスコアボード

発見と学習	実現	商品化
1 内部的更新	4 知的財産	7 顧客
2 買収した能力	5 技術的実現可能性	8 業績
3 ネットワーク化	6 インターネット	9 成長予測

（出所） Lev [2001], p. 111 の Figure 5-1 を簡略化して表示

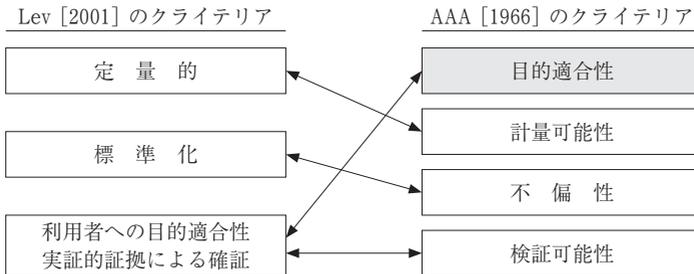
ターが関与し、ある程度のスタンダードを確立することが必要である。

Ⅲ 情報システムのクライテリア

前節で述べたように、Lev はインタンジブルズに焦点を合わせた包括的な情報システムと、その情報システムを構成するクライテリアについて一つの提案を行っている。Lev によると、知識集約型の経済において、意思決定者の目的に最も適合した情報は、企業のバリューチェーン（またはビジネスモデル）に関する情報であるが、これは伝統的な会計情報システムが概してタイムリーに伝達できない情報である。こうした観点に基づいて、Lev は「図4」に示すようなバリュチェーンスコアボードを考案しており、次のように述べている（傍点の箇所は筆者による強調）。

「バリュチェーンスコアボードは、内部の意思決定と投資家への開示の両方に利用できるような情報システムを提案する。スコアボードの個々の指標（indicator）は、最大限の有用性を保証するために、次のような三つのクライテリアを満たさねばならない。第一に、指標は定量的（quantitative）でなければならない。（従業員の労働実践、特許権の共同ライセンス供与のような）バリュチェーンの質的な側面が、スコアボードの添付情報として提供

図5 会計情報のクライテリア



されてもよい。第二に、指標は標準化 (standardized) されているか、または容易に標準化が可能でなければならない。評価目的や標準値としての利用目的のためには、企業間での比較が可能でなければならないという意味である。第三に、これが最も重要であるが、それらの指標が利用者にとって目的に適合 (relevant to users) していることが、(一般には、株式の投資収益率や生産性改善のような企業価値の測定値と指標との間で統計的に有意な関連性を立証することにより) 実証的証拠によって確認 (confirmed by empirical evidence) されていなければならない。」(Lev [2001], p. 115; 広瀬・桜井監訳 [2002], 133頁)

Lev のいう「指標」とは BSC 法に準じた用語法⁽¹⁴⁾であり、非財務情報や非取引情報を含む概念である。上記の引用において重要な点は、「図5」で整理したように、Lev の掲げるクライテリアが、ASOBAT (AAA [1966]) のそれと類似していることにある。ASOBAT では会計情報の基準 (standards for accounting information) として、目的適合性 (relevance)、計量可能性 (quantifiability)、不偏性 (freedom from bias)、および検証可能性 (verifiabil-

(14) 前掲の「表2」に示したように、Kaplan の BSC 法では、インタンジブルズに該当するような項目がリーディングインジケータと呼ばれ、歴史的財務諸表に含まれるような項目はラギングインジケータと呼ばれる。

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

ity) の四つが挙げられ、これらの性格について次のように説明されている。

「これらの諸基準は潜在的な会計情報を評価するためのクライテリアとなる。それらの基準は、ある資料が会計情報のなかに含めるべきか、それとも会計情報から排除すべきかの基準となる。もし、ある情報が全体として考えられたこれらのクライテリアに十分適合しない場合には、それは会計情報として認めることができない。これに対して、これらのクライテリアを十分に満足させる経済的資料は報告に当たって考慮されるべき会計資料である。」
(AAA [1966], p. 8; 飯野訳 [1969], 13頁)

もとより ASOBAT の四つの基準は、会計の機能や役割を拡大するプロセスにおいて、ある情報が会計情報 (accounting information) という範疇に含まれるか否かを識別するために Bedford が策定したものであった。加えて、会計を情報システムとして明確に定義したのも ASOBAT が最初であった。⁽¹⁵⁾

Lev も指摘するように「事実上、総てのインタンジブルズを資産としての認識対象から除外」(Lev [2001], p. 123) している伝統的会計 (P 理論) から、知的資産会計 (K 理論) への拡張を検討する際には、会計情報の概念定義それ自体も拡張されるであろう。Lev は既に普及している BSC 法に準拠した「指標」という用語法を用いているが、これが K 理論における会計情報のコンテンツを表している。理論的には、Lev の「指標」は ASOBAT による会計情報の定義を満足している。

更に、Lev は、実証的な観点からクライテリアについて次のように述べている。

「スコアボードで採用すべき特定の指標を選択するためのこれら三つのクライテリアは、私の提案する情報システムが利用者の現在の要求（例えば、産業内での比較可能性）を満たしており、科学的に頑健であること（実

(15) e-disclosure は ASOBAT では「外部利用者のための会計」と呼ばれる。

証研究のサポート)を保証するものである。」(Lev [2001], p. 115; 広瀬・桜井監訳 [2002], 134頁)

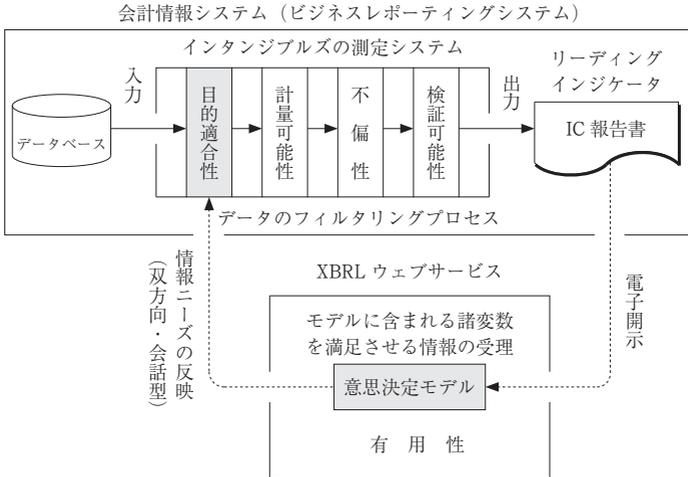
LevはHandとの共編著『無形資産：価値，測定およびリスク』(Hand et al. [2003])においてLev [2001]の発展研究を行っており，序文において次のように述べられている。

「経営者や財務アナリストは，企業の成功に対するインタンジブルズの重要性を直感的に察知しているものの，現時点では，インタンジブルズの経済的属性の研究から得られたシステムティックな発見事項や，とりわけ測定や評価についての知識が不足している。その結果，インタンジブルズの管理や，インタンジブルズ集約型企业への投資評価がよい加減になっている。例えば，インタンジブルズ(R&D，ブランド，従業員訓練)への投資リターンを評価する目的で，経営者が利用することのできる一般に認められたツールは存在しない。同様に，インタンジブルズ集約型企业に対する投資家の評価が適切性を欠くために，株式のシステムティックミスプライシングが起こったり，株価のボラティリティが大きくなったりする。」(Hand et al. [2003], p. 2)

こうした観点から，Hand et al. [2003]は，インタンジブルズの開示問題をベネフィットとコストの両面から捉え，前者については「特定なインタンジブルズが企業業績と市場価値に及ぼす影響」(impact of specific intangibles on firm performance and market value)について(Hand et al. [2003], pp. 123-331)，他方，後者については「インタンジブルズの情報不足からもたらされる不利な結果」(adverse consequences of intangibles' information deficiencies)について(Hand et al. [2003], pp. 335-446)，豊富な実証研究を収録している。それらを踏まえた上で，LevはHand et al. [2003]の最後の章(第20章)においても，上記の主張を提案している(Hand et al. [2003], pp. 511-524)。

以上の考察に基づいて，知的資産会計のための情報システムをXBRLウ

図6 知的資産会計のための情報システム



（出所） 武田 [2004] 73項に加筆・修正

ウェブサービスと結び付けて概念的に整理したものが「図6」である。「図6」をIT監査の観点から捉えると、「検証可能性」がポイントになる。検証可能性概念は、更に四つのディメンジョンに分けられる（池田 [2005], 52-53頁）。

IV 監査マニュアルの策定——結びに代えて——

PRISM Report 2003のWP4, すなわち「インタンジブルエコノミーにおける会計、財務分析および監査」では、インタンジブルズの監査について次のように述べられている（傍点の箇所は筆者による強調）。

「監査領域において、IC報告書のような新しいタイプのレポートをどのように監査するかについては、未だ合意を得るに至っていない。……（中略）……インタンジブルズや、それに関する情報を監査するための一般に認められた監査指針を確立すべき必要性は『ビッグ4』においても認識されているものの、直ちにこの領域で内容のある成果を手にするには難しいよ

表3 会計情報のソフト化に対する監査上の対応

個別監査テーマ	監査基準・監査マニュアル等の整備	基準等の性格
①予測情報監査	予測財務情報のガイド (AICPA [2003b])	AICPA 会計・監査ガイド
②デリバティブ監査	SAS 第92号 (AICPA [2000]) SAS 第92号ガイド (AICPA [2001a]) ソフト会計情報の監査 (AICPA [1992])	GAAS AICPA 監査ガイド 非公式の AICPA 出版物
③公正価値監査	SAS 第101号 (AICPA [2003a]) 「公正価値の測定および開示の監査」 (減損会計等への適用)	GAAS
④知的資産監査	ABV プログラム (2002年から開始)	CPA 対象の試験制度

うである。従って、この点に関しては、必要性を認識するだけではなく実際に行動に移すことが求められており、国際的に認められるような監査基準の研究や設定を促進し、種々のタイプのインタンジブルズにつき検証方法を検討しなければならない。技術的な観点からは、最初は、より手続き指向的な (more procedurally oriented) 監査基準 (すなわち、情報の内容ではなく、その情報が作成される手続きに着目した監査基準) が受け入れられ易いと考えられる。このような取り組みは、監査人には (より重い責任を背負うことを意味するので) 負担になるかもしれないが、インタンジブルズに関する情報の信頼性保証は、市場とインタンジブルズ指向的なレポートニングの発展にとっては決定的に重要なステップである。」(par. 37)

前掲の「図6」に示した「検証可能性」に着目すると、インタンジブルズの監査は手続的にはデリバティブズのそれと類似している (池田 [2005], 53頁)。また、「表3」に纏めたように、会計情報のソフト化に対応して、既に幾つかの個別監査テーマについて監査マニュアルが整備されている。上記の *PRISM Report 2003* の指摘は、このような実績を踏まえたものと付度される。

④の知的資産監査に関しては、未だ監査マニュアル等はないものの、能力

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

認定試験制度が実施されている⁽¹⁶⁾。この ABV のハンドブック（AICPA [2004]）をみると、その内容はデリバティブに適用されるようなファイナンス指向型のヴァリエーションが扱われている。「表3」の四つの個別監査テーマは、確かに情報の内容は異なるものの、情報の作成手続には共通性がある。予測財務情報やデリバティブに対する監査アプローチが、知的資産監査のベースになるであろう。

【参 考 文 献】

AAA [1966], *A Statement of Basic Accounting Theory*, Report of the Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, AAA. (飯野利夫訳 [1969]『基礎的会計理論』国元書房)

AICPA [1988], *SAS No. 57: Auditing Accounting Estimates*, AICPA.

———— [1993], *Guide for Prospective Financial Information*, AICPA Audit and Accounting Guide, AICPA.

———— [1994], *Improving Business Reporting: A Customer Focus*, Report of Special Committee on Financial Reporting, AICPA.

———— [1998], *Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information*, AICPA.

———— [2000], *SAS No. 92: Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, AICPA.

———— [2001a], *Auditing Derivative Instruments, Hedging Activities, and Investments in Securities*, AICPA Audit Guide, New Edition as of March 15, 2001, AICPA.

———— [2001b], *XBRL Essentials: A Nontechnical introduction to eXtensible Business Reporting Language (XBRL)*, *The Digital Language of Business Reporting*, AICPA.

———— [2002], *Auditing Fair Value Measurements and Disclosures: Allocations of the Purchase Price under FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 141, Business Combinations, and Tests of Impairment under FASB Statements No. 142, Goodwill and Other Intangible Assets, and No. 144, Accounting for the Impairment or Disposal of Long-lived Assets*, A Toolkit for Auditors, AICPA.

———— [2003a], *SAS No. 101: Auditing Fair Value Measurements and Disclosures*, AICPA.

———— [2003b], *Guide for Prospective Financial Information, With Conforming Changes as of May 1, 2003*, AICPA Audit and Accounting Guide, AICPA.

(16) 試験制度が実施されているということは、出題、採点および合否の判定が行われているということであり、ある程度「標準化」された問題の解き方が存在することが前提となる。

- [2003c], *Codification of Statements on Auditing Standards, Numbers 1 to 101*, AICPA.
- [2004], *ABV Credential Handbook: A Guide to Obtaining and Maintaining the Accredited in Business Valuation (ABV) Credential*, AICPA.
- AICPA/CICA [1999], *Continuous Auditing*, AICPA/CICA Research Report, CICA.
- Baker, Richard [2001], *Determining Value: Valuation Models and Financial Statements*, Prentice Hall/Financial Times.
- Black, F. and M. Scholes [1973], "The Pricing of Options and Corporate Liabilities," *Journal of Political Economy*, 81 (3), pp. 637-54.
- Bonson, Enrique and Tomas Escobar [2002], "A Survey on Voluntary Disclosure on the Internet: Empirical Evidence from 300 European Union Companies," *International Journal of Digital Accounting Research* 2 (3), pp. 27-52.
- Botosan, Christine A. [1997], "Disclosure Level and the Cost of Equity Capital," *Accounting Review*, 72 (3), pp. 323-349.
- Brennan, M. J. and E. S. Schwartz [1985], "Evaluating Natural Resource Investments," *Journal of Business*, 58 (2), pp. 135-57.
- CICA [2002], *Audit and Control Implications of XBRL*, Report of the Information Technology Advisory Committee, CICA.
- Copeland, T., T. Koller and J. Murrin, McKinsey Company, Inc [2000], *Valuation: Measuring and Managing the Value of Companies*, Third Edition, John Wiley and Sons. (マツキンゼーコーポレートファイナンスグループ [2002] 『企業価値評価：価値創造の理論と実践』ダイヤモンド社)
- Damodaran, Aswath [2001], *The Dark Side of Valuation: Valuing Old Tech, New Tech, and New Economy Companies*, Prentice Hall/Financial Times.
- [2002], *Investment Valuation: Tools and Techniques for Determining the Value of Any Assets*, Second Edition, John Wiley & Sons Inc.
- Demirakos, Efthmios D., Norman C. Strong and Martin Walker [2004], "What Valuation Models Do Analyst Use?," *Accounting Horizons* 18 (4), pp. 221-240.
- FASB [2000], *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 7, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社)
- [2001], *Improving Business Reporting: Insights into Enhancing Voluntary Disclosures*, Steering Committee Report of Business Reporting Research Project, FASB.
- Foong, Kee and Richard Yorston [2003], *Human Capital Measurement and Reporting: A British Perspective*, London Business School.
- Frykman, David and Jakob Tolleryd [2003], *Corporate Valuation: An Easy Guide to Measuring Value*, Prentice Hall/Financial Times.

知的資産会計における監査のあり方（池田公司）

- Gandia, Juan L. [2003], “Intangibles Disclosure Information on Internet by Multinational Corporations,” *International Journal of Digital Accounting Research* 3 (5), pp. 61-100.
- Hand, John R. M. and Baruch Lev (eds.) [2003], *Intangible Assets; Values, Measures, and Risks*, Oxford University Press.
- ISACA [1995], *COBIT: Control Objectives for Information and Related Tecnology*, ISACA.
- [2000], *Audit Guidelines, COBIT: Governance, Control and Audit for Information and Related Technology*, Third Edition, ISACA.
- IFAC [2003], *Handbook of International Auditing, Assurance, and Ethics Pronouncements*, 2003 Edition, IFAC.
- Kaplan, Robert S. and David P. Norton [1996], *The Balanced Scorecard - Translating Strategy into Action*, Harvard Business School Press.
- Leach, Christopher J. [2000], *CPA WebTrust Practitioners' Guide*, AICPA Practice Aid Series, AICPA
- Lev, Baruch [2001], *Intangibles: Management, Measurement, and Reporting*, Brookings Institute Press. (広瀬義州・桜井久勝監訳 [2002] 『ブランドの経営と会計』 東洋経済新報社)
- McDonald, R. and D. Siegel [1986], “The Value of Waiting to Invest,” *Quarterly Journal of Economics*, 101 (4), pp. 707-27.
- Penman [2001], *Financial Statement Analysis and Security Valuation*, McGraw-Hill Internationa, Edition.
- Prichard, Janet J. and Saeed Roohani [2004], “Development of a Prorotype Public File Repository for XBRL Documents: Challenges and Opportunities,” *International Journal of Digital Accounting Research* 4 (7), pp. 57-79.
- Ramin, Kurt [2002], *XBRL as a New Language for Business and Intangibles Reporting*, PRISM Research Project (WP4).
- Royal NIVRA [2003], *Recent Trends in Valuation: from Strategy to Value*, John Wiley & Sons Ltd.
- Serrano, Carlos, Yolanda Fuertes and Cecilio Mar Molinaro [2003], “An Approach to the Measurement of Intangible Assets in dot com,” *International Journal of Digital Accounting Research* 3 (5), pp. 1-32.
- Weber, Ron [1999], *Information Systems Control and Audit*, Prentice Hall.
- Zambon, Stefano [2004], *Intellectual Assete and Economic Performance: Opening up the Issues*, Presentation at the OECD Forum on “Business Performance and Intellectual Assets,” Paris, 6 October 2004.
- 池田公司 [2005] 「知的財産の測定方法と監査」, 甲南経営研究, 第45巻第4号, 35-58頁。
- 古賀智敏 [1999] 『デリバティブ会計 (第2版)』 森山書店。
- 武田隆二 [2003] 『最新財務諸表論 (第9版)』 中央経済社。

——[2004]『会計学一般教程 (第6版)』中央経済社。